

令和3年第4回東大和市議会定例会会議録第23号

令和3年12月15日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局次長	並木俊則君	議事係長	吉岡繁樹君
主任	関口百合子君	主任	下妻敬史君

出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

〔厚生文教委員会審査報告 日程第1～日程第6〕

- 第1 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について
- 第2 3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情

- 第 3 3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情
- 第 4 3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情
- 第 5 3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情
- 第 6 3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情
- 第 7 委第3号議案 デフリンピック東京開催を求める意見書
- 第 8 議第6号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
- 第 9 議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議
- 第10 議第8号議案 刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書
- 第11 陳情の付託
- 第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第12まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 12月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る12月13日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案3件が提出され、最終日に審議することを確認いたしました。

そのうち、議第7号議案及び議第8号議案につきましては、全議員による提出となっております。

なお、12月10日正午までに提出された請願・陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について

日程第2 3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情

日程第3 3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情

日程第4 3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情

日程第5 3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情

日程第6 3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第1 第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、日程第2 3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情、日程第3 3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、日程第4 3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、日程第5 3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情、日程第6 3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情、以上、議案1件、陳情5件を一括議題に供します。

以上6件につきましては、厚生文教委員会委員長、木戸岡秀彦議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情、3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する

る陳情、3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情、以上6件につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果報告を御報告申し上げます。

これらの審査は、令和3年12月9日、本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

今回数社の中からこの事業者に選定された理由と、市民サービス向上の具体的な事業はどのようなものかとの質疑に対し、答弁が5つありました。1つ目は、両館とも月曜日を休館とし、火曜から金曜まで閉館時間が午後7時と延長される。これで2つの図書館の開館時間は現在と比べ、桜が丘図書館が週8時間、清原図書館が週15時間、合計で23時間ほど拡大される見込みで、市民の利便性が向上すると評価した。2点目は、指定管理者業務執行への考え方が優れており、継続的かつ安定した体制での運営が望めること。3つ目は、公立図書館運営の十分な実績とノウハウを有している。4つ目は、専門的な従事者の安定した配置が可能。5つ目は、学校やボランティア等との連携や市民の利用促進について、民間ノウハウを生かした事業提案を持つことが示された。そして、指定管理者制度導入における図書館サービスがよくなる点として、開館時間の増加で利用者の利便性が向上する。また、幅広い事業実施が可能となり、そのことで中央図書館も含め市全体の図書館事業の幅が広がり、質の向上が望めると考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理者制度導入に際し、館に対する人員配置がどのようになるのか、指定管理者と行政との業務のすみ分けと、その連携体制についての質疑に対し、どちらも1日4名ずつを配置予定で、館ごとの総職員数は現在と同数の各館6名ずつとなる。中央図書館は選書やレファレンス、障害者サービス、市立図書館としての運営業務、サービス計画の企画立案、行政事務などを受け持つこととなり、連携体制として、月に1回程度連絡調整会議を行い、図書館業務について話し合いを行うとの答弁がありました。

次に、公立図書館の役割と市の果たすべき責任はどの質疑に対し、1点目は、資料の収集・保存により知識や記録を継承する、2点目は、利用者が求める資料や情報を提供することにより知る自由を保障し、生涯学習を支援することであり、加えて居場所としての図書館の役割についても重要性が増していると認識している。市の果たすべき責任として、住民の知る権利を保障することが設置者たる市の果たすべき責任だと考えているとの答弁がありました。

次に、必要な図書館職員のスキルはどの質疑に対し、司書資格の有無にかかわらず、身につけるべきスキルとして、対象別サービスに関する知識や技能、選書や読書相談への対応に当たり、資料の内容を把握し伝えるスキル、レファレンスに使用できる辞書類や地域資料等、基本的な資料についての知識、様々な利用者からの問合せに対し、その方が求めていることを把握し、適切な対応ができる対人スキルなどが必要であると考えているとの答弁がありました。

次に、図書館職員に求められる専門性を維持するために市がどのように責任を果たしていくのかとの質疑に対し、地域事情に明るい人材、地元人材の積極雇用により対応していただき、地域資料のレファレンスなどは中央図書館がバックアップしていくことで対応する。図書館運営に共通な専門知識については、司書の有資格者を一定割合配置していただくことで質を担保できると考えているとの答弁がありました。

次に、日本図書館協会の指定管理者制度に対する見解と当市の図書館協議会の答申の結論はどうだったのか、

この2つの組織、日本図書館協会と当市の図書館協議会、どのような組織なのかとの質疑があり、公益社団法人日本図書館協会は、全国組織として図書館の成長・発展に寄与する活動を展開する団体であり、平成28年に示した指定管理者制度に対する見解では、その課題を制度上、手続上、設置者側、利用者側それぞれの視点を挙げている。東大和市立図書館協議会は、図書館法と市の条例に基づき設置された機関である。図書館長の諮問に応じ、運営方針について意見を述べる機関である。平成30年の協議会の答申では、現体制を維持しながら、開館日、開館時間のことでなく、サービス全体で見直しをし、地域性を考慮し、中央と地区館との連携と役割分担をとの御意見をいただいたとの答弁がありました。

次に、第三者によるモニタリングについて現状はどの質疑に対し、指定管理者制度導入後の施設のモニタリング評価については、指定管理者選定委員会により実施をしていきたいとの答弁がありました。

次に、NPO法人への運営委託など、地域の力を生かしたまちづくりに直結した図書館運営をと思っているが、どのような検討がされているのかとの質疑に対し、今回選定された指定管理者候補のような企業だけではなく、NPO法人や法人格を持たない市民団体等も応募できるとしていたが、結果的に応募がなかった。候補者からは、地元の事情に明るい人材を積極的に雇用してくれるという御提案をいただいている。現在図書館事業に協力をいただいているボランティア活動の継続もお願いするなど、市民の力を借りた運営を引き続き行いたいと考えているとの答弁がありました。

次に、指定管理者委託後、それを変えた自治体の例がある。この事業者はそのようなケースに当てはまるのかという論議があったのかとの質疑に対し、数年前、市立図書館の指定管理者制度から直営に戻した事例がある。その自治体は、中央図書館1館と公民館図書室4か所に一括して指定管理者制度を導入した。他市で公立図書館長を経験した人物の館長就任が予定されていたが、その人が従来の正職員中心の運営から、経験の浅いスタッフでサービス低下させず運営できるのかとの不安を抱き、結局制度導入2か月後に退職され、さらにスタッフ5人が退職し、混乱を招いたとの答弁がありました。

次に、今回の指定管理で財政的効果などどのように捉えているのか、また人件費の割合についての質疑があり、募集要項において指定管理委託料上限参考額を示しており、5年間で2館合計で2億9,485万円と提示した。これは直営で想定されている経費を提示している。指定管理者候補者からの収支予算書では、参考上限額以下の指定管理者委託料としており、実際に提出された委託料は指定期間の5年分をまとめたもので、こちらが2億7,964万円ぐらいで、直営に比べ5年間で1,500万円程度の減額となる。これに加え、開館時間が現行より増えることによって利用者の利便性が向上し、貸出数の増加なども見込める。費用対効果の点ではさらに効果が現れると考えている。人件費は全体の77%となっているとの答弁がありました。

次に、指定管理委託によって現在の管理係や事業係に新たな負担が増えるのかどうかとの質疑に対し、事業係では選書において若干負担があると想定している。選書会議に出席する職員数が地区館職員数4名減となることと、今後地区館等の資料費の予算管理を中央館で行うことで中央館の負担が増えるのではと思っている。今後選書会議の運営のさらなる効率化を図る必要があると考えている。管理係では、確かに負担が増えると思うが、他市での導入状況などを聞くと、その分、専任担当者をつけているところはないようだ。当市でも現行体制で管理係についても対応していけると考えているとの答弁がありました。

次に、委託期間の5年間は中央図書館は直営のままがいいのかとの質疑に対し、実際に地区館に導入をしてどうなるのか、やってみてよいではないかということがある。心配されていた内容はあるのか等もモニタリングをしながら検証していくので、少なくとも導入したばかりでそういうことを言うべきではないと思う。今後

指定管理者と一緒に市民サービスの向上に努めていく。今はそういうことしか考えていないとの答弁がありました。

質疑及び自由討議を終了し、1名の委員が反対の討論を行い、討論を終了、採決の結果、起立多数、第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定については、原案どおり可決と決しました。

次に、3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情について御報告申し上げます。

本件については直ちに自由討議を行い、4名の委員から発言がありました。

1人目は、所属政党も国会で推進への質問をし、都議会でも招致活動に取り組む関係者と意見交換をしている。当市でも開催に向けた意見書提出に賛成をしたい。

2人目は、夏冬問わず日本での開催がないというのが驚きだ。当市での東京開催への意見書提出に賛成する。

3人目は、聴覚障害者の方々のパフォーマンスを発揮する場であり、手話による国際交流が図れる大会の開催は大きな意義がある。所属政党も、都が開催地候補となるよう積極的検討を求めているので賛成したい。

4人目は、まず知ってもらい、理解を深めていくという意味でも開催を期待したい。次の3月都議会で承認されれば、来年5月にブラジル大会で承認の流れもある。後押しできるように採択できたらよい。

自由討議を終了し、討論を終了、3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情は、全会一致で採択と決しました。

次に、3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

会議の記録にはどのようなものがあるのかとの質疑に対し、一般的には、会議の記録には逐語録、それから要録というものがあると考えている。逐語録については、会議の内容を一言一句そのまま記録するもので、代表的なものは議会の会議録等が相当すると思う。要録については、発言者の発言趣旨を記載し、記録者の解釈で趣旨を捉えた、市が受け止めた、その受け止め方を記録したもの、一般的にはこのように考えているとの答弁がありました。

次に、逐語録と要録を使い分ける定めというものがあのかとの質疑に対し、会議を開催したときは、当該会議の内容を勘案し、当該会議の会議録、会議要録、その他の記録を作成しなければならない規定がある。それ以外の一般的な会議については特に定めはない。それぞれの主催する会議の主管課の判断において、当該会議の内容を勘案し、会議記録を作成しているものと考えている。狭山保育園の保護者説明会及び懇談会の記録については、発言者の発言趣旨を記載しているものと認識している。そのため、記録を修正する考えはないとの答弁がありました。

次に、陳情趣旨の中で議事録が不正確であると述べておりますが、事実はどうなっているのかとの質疑に対し、今回作成した説明会及び懇談会の記録は逐語録ではなく、要録である。要録は発言の趣旨を記載したものであり、解釈で趣旨を捉えまして、簡略にまとめて記録したものである。発言者の意図とは異なることもあるが、要録の作成においては発言の趣旨を損なわないように配慮し、客観的に相互の認識のずれが生じないように努めていくとの答弁がありました。

次に、説明会、懇談会、狭山保育園の保護者との記録をどのように取っているのかとの質疑に対し、録音は市がして、発言者の要旨のみを簡略にまとめて記録したものだとの答弁がありました。

次に、録音データとか今回作成された要録というのは公文書に当たるのかどうか、また保存期限などはあるのかとの質疑に対して、現在の取扱いについては、その説明会等の音声データ、組織共用文書、当然保存文書という形になるため、行政文書としている。会議要録を作成したこの段階でこの会議要録がいわゆる原本という扱いになり、必然的に録音データについては非原本という扱いになる。非原本になることから、保存対象外文書となる。その時点で必要がなくなった、イコール廃棄してもよいという認識であるとの答弁でした。

質疑を終了し、3名の委員が自由討議を行い、自由討議を終了し、討論を終了、採決の結果、起立少数、3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情は、不採択と決しました。

次に、3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情について御報告申し上げます。主な質疑は次のとおりであります。

ここで挙げられている「日本一子育てをしやすいまち」というフレーズですが、市としてこれはどういう位置づけなのかとの質疑に対し、少子高齢化が進む中で、10年後、30年後の東大和市が元気で生き生きとしたまちであり続けるというためには、子育てをするような方々に他市から市に、東大和に移り住んでいただき、住んでる方に住み続けていただきたいということを基に掲げた内容であるとの答弁がありました。

次に、この方は具体的な指標を求めているが、そうした指標を求めるようなものなのかどうかとの質疑に対し、現在市で指標という形で考えているのは、平成30年度に実施した東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査における東大和市における子育て環境や支援の満足度を市民の皆様がどのように感じているかということで、令和6年度までに80%以上にしたいということで、今子ども・子育て未来プランの中ではそれを位置づけて取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、子育てしていない市民から見ても、市がどこまで実現できているのか積極的に示していく必要があると思うとの質疑に対して、市では、総合計画での各種アンケート結果で、子育て世帯のみならず、対象者についての満足度なども結果として示している。子ども・子育て未来プランの中ではニーズ調査の結果を示し、毎年の市民意識調査で子育て施策についての考えを聞いている。全年代を対象にしているため分からないとの回答も多いが、対象者の30から40%は回答しており、それに基づいた課題等も示している。それらで現在行っている子育て支援施策の状況や、それに対する評価を確認できると認識しているとの答弁がありました。

次に、ここで「日本一子育てをしやすいまち」の具体的な指標を求められているが、子育てにおいて日本一かどうかというものはかる指標が世の中に存在するのかどうかとの質疑に対して、市民の皆様が東大和に住んで子育てをし、非常によいと思う方が増えれば、それが日本一に近づいていると解釈していいと考えている。時代によって変わるため、保育園の待機児が非常に多いときはそちらを優先する。学校に上がるときに市外に出ていく方が多いという状況が最近分かっている。GIGAスクールについても、市長の指示でいち早く手を挙げて進めている。その時々に合わせて施策を行っていくことで、市民の皆様が住んでよかったと思えるまちをつくっていくという意味であるとの答弁がありました。

質疑を終了し、3名の委員が自由討議を行い、自由討議を終了、討論を終了、採決の結果、起立少数、3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情は、不採択と決しました。

次に、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

東大和市においては、子育て支援全般に対し子ども・子育て支援会議という官民協働による協議体を行って

いると認識している。陳情に求めるような個別の施策について協議会を設けることについての市のお考えについての質疑に対して、段階的な廃園に伴い、現在入園している子供たちが、国の保育所保育指針を共通の基盤として狭山保育園の実情に沿いながら、子供たちが健やかに成長するための保育内容などを具体的に検討して実施していくことが必要である。保育園の保育士を交えた保護者との懇談会による意見交換を引き続き重ねていく。そのため協議体の設置の考えはないとの答弁がありました。

次に、保育の質を低下させないための具体的な手法についてまだ保護者に示せていない。これで保護者が納得できるかとの質疑に対して、最初にガイドラインを示して入園停止をしたところである。御意見等を多数いただき、11月から入園受付を再開した。市では引き続き保護者との懇談会を通じて御意見を伺いながら取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、段階的廃園という手法そのものが、長い歴史の中で培われた集団保育という大きい子も小さい子もいて保育するという在り方と逆行しているものである。そこで質の維持・向上をしていくのは困難だと思うがとの質疑に対して、国の保育所保育指針を共通の基盤として、狭山保育園の実情に沿いながら子供たち一人一人の発達過程や状況に配慮して子供たちが主体的に活動できるよう、一定の集団での生活も体験できるような環境の提供を近隣の保育園・幼稚園の協力をいただきながら進めていきたい。今年度中に、ある程度になると思うが、保護者の皆様に在園しているお子様たちに対する保育の計画案として提案予定であるとの答弁がありました。

次に、陳情者は懇談会ではなく協議体を求めていると思うが、協議体と懇談会の違いはどの質疑に対して、例えば協議体だと、市に対する何か強制力を持つとか、そのようなことを想定すると、実際にはそういったことは協議体としては、例えば意見を申し述べ、それに市長が拘束されるとはならないと思う。一般的に市の附属機関である諮問機関においても当然諮問をして答申を頂くわけだが、市の諮問に対する合意するような答申であれば、当然そのまま行く。その答申が例えば市の意向に背くような答申が出た場合、義務づけられて拘束されなければいけないという義務はないと捉えている。協議体と懇談会の違いはそんなところで判断していくようになるかと思う。実際、協議体として義務的なものを課すような協議体というものはありませんと捉えているとの答弁がありました。

次に、保護者の方、当事者の方、近隣の方が、子供たちのこと、このようにしてはどうかという御意見も多く持っている。そういう意見も反映させて一緒につくっていききたいというのが協議体の設立を求めている本意だと思う。懇談会の中でそういうことが実現できるかどうかとの質疑に対して、現在保護者の皆様とは懇談会という形で行っている。保育園の保育士も交えて今行っている。懇談会とさせていただいたのも、保護者の皆様から自由に意見が言えるように懇談会形式にしてほしいというようなことも頂いた。私どもは、個別にいろいろ御相談があれば個別に応ずるという形で、いろいろな場面などを設置することを想定して今進めている。引き続き懇談会でぜひやってほしいというようにお声も頂いているため、懇談会という形式で行っていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、「日本一子育てをしやすいまち」のこれに関して仕組み、枠組みを構築する必要があるという発言があり、もう少し具体的に内容と、その際には公立保育園というのが要らないものなのか、それに代わるような公立の何かそういうものというのは想定していないのかとの質疑に対して、保育サービスの提供に当たり、公・私における意義や役割に差異はなく、市内の認可保育園の全てが子供たちに対し国の保育指針を共通の基盤として、適切な質の高い保育サービスを提供するような体制の整備を行うことが必要であると考えている。

そのため、公立保育園の存在が質の高い保育サービスの提供の必要条件に該当するとは考えていない。市としては、民間の保育園や様々な関係機関、関係者の皆様が多様なノウハウやサービスなどを安心して提供できるような環境の整備をしていくとともに、その仕組みをつくっていくとの答弁がありました。

質疑を終了し、1名の委員が自由討議を行い、討論を終了し、採決の結果、起立少数、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情については、不採択と決しました。

次に、3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりです。

市立保育園を廃園することは保育レベルの低下を招くと陳情者は言っているが、市の認識はどうかとの質疑に対して、市内の保育施設の保育レベルについては様々な観点から捉えられると考え、客観的な把握は困難であると考えている。苦情の件数という観点からは、市内の認可保育園の中で過去3年半の間に保護者などから市へ寄せられた苦情などの件数については、残念ながら狭山保育園が一番多かったものと認識している。保育サービスの提供については、公立・私立における意義、役割に差異はなく、市内の全ての認可保育園の子供たちに対し適切な質の高い保育サービスの提供をすることを目指しているから、狭山保育園が廃園となった場合に市内の保育レベルの低下を招くものとは考えていないとの答弁がありました。

次に、過去に東大和市として公立保育園を市の責任の下に民営化してきた中で、民営化したことによって民間の事業者が保育をしたことで保護者の方から保育レベルが低下したという御意見があったのかとの質疑に対して、これまで民営化した公立保育園は3園ある。高木、桜が丘、向原保育園であるが、この3園については、公立時代と比較して保育レベルが下がった、低下したとの御意見は頂いたことはないと認識しているとの答弁がありました。

次に、現状の市内の民間保育園と公立保育園の質の差がないということと、その意義や役割は全く別の話だと思ふとの質疑に対して、当市の認可保育園においては、公共的団体である社会福祉法による社会福祉法人により運営されている。社会福祉法人が認可保育園の運営を今までも担ってきており、適切で良好な保育サービスが提供されているということを踏まえ、公・私との差異はないと認識しているとの答弁がありました。

次に、財政基盤の悪い事業者に市の保育提供を全てするというリスクについてどのように備えていくのかとの質疑に対して、市内の社会福祉法人に関しては、保育園だけではなく、福祉部のほうで定期的に社会福祉法人の指導検査ということで東京都などと共に行っており、その財政基盤などについても定期的にきちんとチェックを受けて、その中で適切な運営というものを図っている。もしその財政基盤で非常に揺らぎそうな状況の法人である場合には、きちんとチェックを受けて、その中で適切な運営というものを図っている。市あるいは都のほうから指導等がなされる。適切な財政的な運営がなされるような仕組みになっているとの答弁がありました。

次に、今この狭山保育園ということ、保護者の皆さんということだけで言っても、今預けている方々は預け先を失う。誰一人取り残さないというSDGsの理念にも反すると思うがとの質疑に対して、預け先がなくなるのではなく、狭山保育園については段階的廃園ということで、今後最少年齢児のお子様たちについては最後の5歳児、年長児まで責任を持って市でお預かりさせていただく。預け先がなくなるというような認識はないとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を終了、1名の委員が賛成討論を行い、採決の結果、起立少数、3第16号陳情 市

立狭山保育園の存続を求める陳情は、不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託された議案1件、陳情5件についての審査経過及び結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 木戸岡秀彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 休憩

午前10時 4分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表し、第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情に反対、3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情、3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

初めに、第76号議案について申し上げます。

公立図書館は、住民の知る権利、知る自由を保障し、民主主義を支える重要な役割を担っています。

東大和市において、これまで中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館が蔵書数、貸出数、レファレンスともに全国でも高い水準を維持してきたことは当市の誇りであり、市には公立図書館を民主主義の土台として今後ますます発展させることが求められています。

本議案は、桜が丘図書館、清原図書館への指定管理者を指定するものですが、指定管理者制度については日本図書館協会及び市の図書館協議会が公立図書館の果たしてきた基本的役割、個人を尊重し学ぶ権利を保障することや、教育機関としての使命を果たすため、市が直接運営することが必要であるという見解を示しています。

住民の知る権利を保障し、民主主義の土台となる公立図書館の基本的役割を果たすために、図書館職員には蔵書や資料の把握はもちろん、その地域に精通し、専門的な知識や経験の蓄積を重ねていくことが求められますが、契約期間に定めがある指定管理者が担うのは極めて困難だと考えます。

また、図書館には無料の原則があることから、利益を生むためには労働者の人件費を削らざるを得ない制度

上の制約があり、図書館職員の非正規化、低処遇が進む懸念がありますが、市が労働者の処遇に直接責任を負うこともできない仕組みとなっています。

このことから、市には公立図書館の歴史と基本的役割を重く受け止め、引き続き地区館においても直営のまま市の責任を果たしていくことを求めます。

また、指定管理者制度導入に対し、利用者アンケートやパブリックコメントでは多くの懸念、反対意見が見られましたが、市が市民との十分な議論を尽くし、市民の納得が得られたとは言い難い状況です。なぜ直営のまま開館日、開館時間の拡大など市民サービスの拡充ができないのかという市民の疑問にも明確に答えられていません。市には、直営を維持しながら市民サービスの拡充を行うための最大限の努力を行うことを強く求めます。

次に、第13号陳情、第14号陳情、第16号陳情について申し上げます。

市が、市立狭山保育園の段階的廃園の方針を一方向的に決め、市民や保護者の意見を反映させることなく進めていることに対し、保護者は大きな不安を抱えています。前議会で父母の会等から4本の陳情が出されましたが、いずれも子供たちの保育環境を最善のものにするための切実な要望でした。

しかし、市はこうした保護者との唯一の意見交換の場である説明会、懇談会で当初質疑を受け付けなかったり、保護者の不安に対し納得できる回答ができなかったりなど、保護者の信頼を損ねている状態であることが議事録からも読み取ることができます。

第13号陳情は、議事録の内容が不正確であるとして修正を求めるものですが、意見が対立する場においても信頼関係を構築していく努力を行うことは大変重要です。このような陳情が出ている以上、議事録については参加者からも確認を行うなど、双方が納得できるよう誠実に進めることを求めます。

そもそも、市民の財産である公立保育園を全廃するという重大な方向性を決めるに当たり、市には公立保育園の意義やこれまで果たしてきた役割、またこれから果たすべき役割について、保護者や保育士など当事者だけでなく、幅広い市民の意見や他市の事例などを十分に検証し、議論を重ねる責任があるはずです。

また、その中で最も重要なのは、子供たちの最善の利益を保障する、つまり子供たちが一人の個人として尊重されること、尊厳あるかけがえのない存在としてふさわしい保育を受けることを保障するためにどのような保育環境をつくっていくべきなのかを議論し、施策として実現していくことだと考えます。

豊かな育ちのための保育環境には、乳幼児の発達を支えるための施設、高い専門性を持つ保育士の両輪が必要であり、この2つをしっかりと機能させるためには十分な財政基盤が必要です。国の配置基準では安心・安全の保育を行うことができないため、多くの保育園では基準より多くの保育士を雇っていますが、民間保育園ではそれが保育士一人一人の賃金低下を招いています。民間保育士の平均賃金は全産業との比較で8万円から10万円も低いまま放置され、全国的に保育士が確保できない要因ともなっています。

民間保育園では、延長保育に必要な保育士を確保するための人件費を延長保育料等に反映せざるを得ない場合も多く、保護者負担の増加にもつながっています。何より保育施設の定員を埋めるだけの保育士が確保できなければ、保育を受ける権利の侵害です。

こうした国の最低レベルの基準を補い、保育施設水準、保育士の賃金水準を一定に保ってきたのも公立保育園の重要な役割の一つです。

こうしたことから、行政機関である直営の公立保育園と民間事業者に委託して保育を行ってもらう私立保育園では、その意義や役割が違うのは明らかであり、公立保育園には市の保育理念を基本に地域全体の子育て

支援を担い、市全体の保育の質を牽引する役割を果たすことが求められます。

コロナ禍の下でDVや虐待が増えていることが報告され、子供たちの命が脅かされています。家計の悪化が幼い子供たちに与える影響も注視する必要があります。行政機関である公立保育園が果たすべき役割はこれまで以上に重要なものとなっています。

しかし、党市議団がこれまで開示を求めてきた市内部での様々な会議録等を読む限り、市がこの間最も重要視してきたことは、老朽化した園舎の建替えにお金がかかるために公立を維持できないということでした。

2005年に公立保育園の施設整備費、運営費が一般財源化されたことにより、公立保育園の維持は全て市の持出しになるため維持するのは困難というのが、当市だけでなく、この間公立保育園の民営化や廃園を正当化するための弁解とされてきました。

国のこうした誘導政策こそが最も非難されるべきではありますが、一方で国は公立保育園の施設整備費、運営費は全額地方交付税措置をしているとも答弁しており、市が数年にわたり黒字、基金積立額ともに適正額を大きく超える額を維持している事実からも、公立保育園を維持・拡充することは十分に可能であるし、すべきです。

十分な議論もないまま、公立と私立の意義、役割に差はないと強弁し、公立保育園が本来果たすべき責任を財政基盤の弱い民間事業者に負わせようとする公立保育園の全廃計画は公的保育責任の放棄と言わざるを得ません。

日本一子育てしやすいまちを目指す当市が今真っ先に行うべきことは、全ての子供たちに豊かな育ちを保障することを最優先に、公立保育園を中心とした子育て支援施策を発展させることであると考えます。

第14号陳情で求められているとおり、市が重要施策として、日本一子育てしやすいまちを掲げている以上、市民が実感できることが大切です。子育て中の市民だけでなく、子育てをしていない市民から見ても、どこまで達成できているのか、何をもちいて施策が進んでいるとするのか等、何らかの目に見える形で市民に示すことも大切だと考えます。

少なくとも、狭山保育園の存続を望む子供たちと保護者の切実な声に背を向けることは、日本一子育てしやすいまちとも、誰一人取り残さないSDGsの理念とも相反するものではないでしょうか。

党市議団は、公立保育園を軸とした子育て施策の拡充と発展を強く求めます。

第15号陳情は、狭山保育園の段階的廃園を進めるに当たり、保護者等の参加を求めるものです。市が一方向的に進めている狭山保育園の段階的廃園が3か月後に迫っているのにもかかわらず、いまだ市が保育の質を低下させないための具体的な保育内容について保護者に明確に示すことができていないことで、保護者の方々は狭山保育園に残りたいと思っけていても、転園するべきなのか判断もできない状況に置かれています。本当に大きな不安だと考えます。

こうした中、段階的廃園に当たり、せめて保護者や市民の声を取り入れ、子供たちへの影響を少なくしてほしいという陳情者の心情は十分に理解できますが、党市議団は、市立狭山保育園の段階的廃園はいかなる手法をもってしても保育実践の中で培われてきた保育の在り方と逆行するものであり、本来狭山保育園で受けられるはずであった保育の権利を侵害するものと考えことから、段階的廃園を前提とする本陳情には賛成できません。保護者の方々の大きな不安の根源である段階的廃園の撤回を求めます。

最後に、第8号陳情について申し上げます。

スポーツは人権の一つであり、誰にも保障されることが重要です。障害があっても楽しめるスポーツの普及、

啓発、場の確保、スポーツ団体や人材の育成などの支援を根本的に強化するべきと考えます。

デフリンピックについても、聴覚障害者の方々のパフォーマンスを發揮する場であり、参加者が手話による国際交流が図れる国際スポーツ大会を開催することには大きな意義があると考えます。

日本共産党都議団は、2019年9月の都議会代表質問で、東京都が開催地候補になることを積極的に検討するよう求めました。デフリンピックの開催が障害者への理解促進や多様性の実現、アクセシビリティの向上をはじめSDGsを推進する力になることを期待します。

以上で討論を終わります。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は、公明党会派を代表して、第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定についてに賛成、3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情に賛成、3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情、3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情に反対の立場で討論いたします。

まず、第76号議案、図書館の指定管理者の指定について、事業者選定の理由として、市民要望の一番強い開館時間の延長が挙げられました。東大和市が仕様書で示した開館時間を上回る提案があり、事業者の提案では、桜が丘、清原の両館共に平日火曜日から金曜日は午前10時から午後7時まで、土日・祝日については午前10時から午後5時までとあり、桜が丘図書館での開館時間は週8時間、年間408時間の延長となり、清原図書館では週15時間、年間765時間の延長が図られるとのことでした。また、当該事業者は全国で多くの実績があることや、多くの独自事業の提案もあり、市民サービスの向上が大いに期待できます。また、事業費については5年間で1,500万円の縮減の見通しとなっており、このことは指定管理者導入の条件である市民サービスの向上と経費の縮減を十分に満たしています。

図書館事業の充実については、公明党会派として議会で様々な提案をしまいいりました。その中でも、図書館を使った調べる学習コンクールについて、このたび選定された事業者の独自提案の中に、現在学校を通じて行われている同コンクールをさらに拡充させ、指定期間中に地域コンクールを行うとの提案もなされております。

開館時間の延長にとどまらず、民間独自の手法で市立図書館の魅力向上、利便性の向上に大いに期待し、今議題における指定管理者の指定について賛成いたします。

次に、第8号陳情、デフリンピック東京開催を求める意見書については、1924年にフランス・パリで同大会が初めて行われてから100周年のデフリンピックを東京でとの思いから、公明党東京都本部では2025年デフリンピック支援委員会を立ち上げ、2020年2月の衆議院予算委員会で東京都への招致について質問しています。

多くの方に感動を与えてくれた2020東京オリンピック・パラリンピックに続き、2025年、東京都でデフリンピック開催を望み、今陳情に賛成いたします。

次に、第13号陳情、狭山保育園の保護者懇談会の会議録の修正を求める陳情については、保護者に配付されているものは要点をまとめた会議要録であり逐語録でないこと、また会議要録作成後、会議の録音音源は廃棄されていることから整合性は図ることができないものと考えます。また、陳情趣旨からは、何が不正確で、ど

のように修正してほしいのかについても明確ではありません。

よって、今陳情には賛成できません。

次に、第14号陳情、「日本一子育てをしやすいまち」の具体的指標及び現状の明示については、東大和市では、尾崎市長を先頭に日本一子育てしやすいまちを目指し、子育て施策を最優先課題として子育て支援の充実を行ってきました。それらが評価され、民間企業が行った共働きしやすいまちというランキングで高い評価を受けたこともあります。あくまでも民間企業が決めた指標であり、何が日本一なのかをはかる具体的な指標は現実的にはないと考えことから、今陳情が求めることには応じることができないと考えます。

一方、子育てしやすいまちとして市民の満足度を上げるため、さらなる子育て支援の充実を引き続き求めます。

次に、第15号陳情、狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設置については、現在狭山保育園の段階的廃園に当たって、保護者の皆様の御要望に応え、保護者、保育士が共に参加しての懇談会が行われています。また、東大和市では官民協同による子ども・子育て支援会議において子育て支援全般の協議を行っており、個別の施策に対して協議体の設置の必要はないと考えます。

よって、今陳情には反対いたします。

次に、第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情の趣旨には、公立保育園の廃園が保育レベルの低下を招くとあります。東大和市では、これまで3園の公立保育園を民営化してきましたが、このことにより保育レベルが低下したとの保護者からの声はないとのことでした。

東大和市においては、全ての認可保育園を社会福祉法人に運営していただいております。認可保育園として十分な保育レベルが保たれていると考えます。

よって、今陳情に反対いたします。

以上で討論を終了いたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。地区図書館の指定管理者の指定に関する第76号議案に賛成、デフリンピックに関する3第8号陳情に賛成、狭山保育園に関する3第15号陳情には賛成、そのほか3第13号陳情、14号陳情、16号陳情に反対の立場で討論を行います。

まず、第76号議案についてです。

私はこれまで、図書館の指定管理者制度の導入に反対の立場で議会での質問や討論を行ってきましたが、図書館条例改正も行われ、指定管理者の指定段階となった今回の議案には賛成します。

その上で、これまでも図書館協議会をはじめ市民アンケートでも、指定管理ではなく直営でという声も一定程度あったことを軽視せず、今後対応していくことを求めます。

また、基本協定書や基本事業計画書において、中央図書館との役割分担や連携が前提とされていることから、中央図書館は今後も直営を維持すべきです。また、中央図書館の負担が増えることへの対策が必要だと考えます。

次に、3第8号陳情についてです。

デフリンピックについては、東京で開催することで聴覚障害者への理解が進むことが期待されます。外観からは分かりにくい聴覚障害者には、手話をはじめ特有の文化やルールがあり、スポーツにおいても長い歴史の

中で培われてきたものがあります。分断ではなく、同じ社会で共に暮らす人同士知るにはデフリンピックはよい機会となります。

来年3月の都議会での招致承認がされるよう後押しとなるよう、意見書の提出に賛成します。

次に、3第13号陳情についてです。

確認できる録音音源はなく、作成した要録は公文書であり、修正の必要はないと考えるため、陳情には反対します。

しかし、このような陳情が出されたことについては真摯に受け止め、誤解の生じないよう誠意を持って対応することを求めます。

次に、3第14号陳情についてです。

日本一子育てしやすいまちを目指すと掲げたことは、市の施策を進める上で大きな役割を果たしていると考えます。しかし、具体的な取組や成果を実感できない面もあります。市では、市民意識調査や子育てニーズ調査において市民の満足度を指標としているとの答弁がありました。

外部からの評価は後からついてくるものです。順位ではなく、しっかりと施策を進めていくことが大切と考え、陳情には賛成しかねます。

次に、3第15号陳情についてです。

9月以降、懇談会を複数回開催していますが、市が決めた計画を示していくという形式ではなく、保護者の方々と意見を出し合い、合意を取りながら進めていくことが必要と考えます。協議体については何かしらの形が必要と考えます。子ども・子育て憲章を作成するに当たっては、僅か半年余りの会議のために分科会で議論をしました。狭山保育園の段階的廃園は今後少なくとも四、五年はかかります。

子ども・子育て支援会議の分科会として、あるいはほかの形式でもしっかりとした協議の場をつくっていくことを求め、陳情に賛成します。

最後に、3第16号陳情についてです。

これまでも市内保育園運営は公立と民間の差異はないとの答弁でした。私は、保育現場をなくすことに賛成しかねますが、市内全体の保育環境について、認可保育園のみならず、子供の保育施設について地域の特性を生かした保育の質を保障するための体制を整える必要があると考えます。

また、狭山保育園の段階的廃園については、他市での取組のように、他園との交流のほかに、地域の保育の場として、親子連れで遊びに来られるような子育てひろばや自然環境を生かしたプレーパークとしての利用などを組み合わせることで、在園児が年少児との交流を図ることが可能になると考えます。市にはあらゆる可能性を取り入れて、最もよい保育を進める責任があります。

子供の成長を第一に考えて進めるよう求め、以上討論とします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[2 2 番 中野志乃夫君 登壇]

○2 2 番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫君です。第76号議案について賛成の立場で討論します。

今回の議案内容は、地区図書館の時間数の延長・拡大など、これまでよりも利便性がよくなるものです。その点と、中央図書館の民営化とは直結しないものと認識して賛成するものです。

東大和市の図書館は、東大和市の文化拠点の重要な一つです。とりわけ中央図書館は、東大和市を魅力あるまちとしてアピールする上でも、地域の貴重な記録、情報等を収集、収納する意味でも公的な関わりがどうし

でも必要だと考えます。

今後もそうした役割を十分踏まえた図書館行政を進めてほしいことを強く訴え、賛成するものです。

以上です。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。やまとみどりを代表して、3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情に賛成の立場として討論を行います。

去る12月9日開会されました本市議会の厚生文教委員会においての審査において、当会派として本陳情について賛成の表明を行いませんでしたが、その後、会派内で協議を重ねた結果、以下の理由により賛成することにいたしました。

まず現状では、市が公立保育園を全てなくした場合、市として保育に関する専門的知識などを蓄積・維持することが大変難しいこと、次に、民間事業者に対して管理・監督する市の役割からして、最低でも保育室的な施設を持ち、保育に関する困難事例を扱うなど、公的な立場でないといけない部分があるはずだが、そうした対応策が具体的に明示されていないことが挙げられます。

こうした現状では、公立保育園をなくすことについては慎重な判断をすべきであると考え、本陳情に賛成するものであります。

[21番 床鍋義博君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第76号議案 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(関田正民君) 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長(関田正民君) 採決いたします。

3第8号陳情 デフリンピック東京開催を求める意見書の提出に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長(関田正民君) 採決いたします。

3第13号陳情 狭山保育園の段階的廃園に関する議事録の修正に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第14号陳情 「日本一子育てをしやすいまち」の具体化に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第15号陳情 狭山保育園の段階的廃園の検討のための官民協同による協議体の設立に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

3第16号陳情 市立狭山保育園の存続を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第7 委第3号議案 デフリンピック東京開催を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第7 委第3号議案 デフリンピック東京開催を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において提出することを決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第3号議案 デフリンピック東京開催を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 議第6号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第8 議第6号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、全会派の代表者及び無所属議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第6号議案 東大和市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第9 議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第9 議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第7号議案 北朝鮮による飛翔体発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 議第8号議案 刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第10 議第8号議案 刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第8号議案 刑法の性犯罪規定の見直しに関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第11 陳情の付託を行います。

11月24日正午までに受理された陳情のうち、12月2日に開催された議会運営委員会において、委員会に付託の上、審査することに決定した陳情をお手元に御配付してありますので、文書表のとおり厚生文教委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第12 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第12 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するものについては、その措置を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時36分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 佐 竹 康 彦

署 名 議 員 森 田 真 一

署 名 議 員 大 川 元